

## 2026年1月から下請法は「中小受託取引適正化法（取適法）」に変わります

2026年1月から、下請法（下請代金支払遅延等防止法）の名称が、「中小受託取引適正化法（取適法）」に変わります（正式には「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」）。

用語も、下請法の「下請事業者」は、取適法では「中小受託事業者」に、下請法の「親事業者」は、取適法では「委託事業者」に、それぞれ変更となります。

下請法では、発注の際に取引内容を明示することが義務付けられていた書面（3条書面）も、取適法では、「4条書面」となります（書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容しています）。

また、取適法では従来の下請法適用対象の資本金要件に加え、新たに、従業員の人数基準が新設されました。たとえば、情報成果物作成委託（プログラムを除く）、役務提供委託（運送・倉庫管理・情報処理を除く）取引では、資本金に関係なく、常時使用する従業員100人超の委託事業者から、常時使用する従業員100人以下（個人を含む）の中小受託事業者への取引発注も取適法の対象となります（製造委託等や新設の特定運送委託では、300人超の委託事業者から、300人以下の中小受託事業者）。

さらに、対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる一方的な代金の額の決定を禁止しています。

概要・詳細は、公正取引委員会のウェブサイト等をご確認ください。

▼▼公取委 取適法特設ページ▼▼

[https://www.jftc.go.jp/toriteki\\_2025/](https://www.jftc.go.jp/toriteki_2025/)

▼▼公取委 取適法ポイントリーフレット（委託事業者向け）▼▼

[https://www.jftc.go.jp/toriteki\\_pointleaflet1.pdf](https://www.jftc.go.jp/toriteki_pointleaflet1.pdf)

▼▼公取委 取適法リーフレット▼▼

[https://www.jftc.go.jp/file/toriteki\\_leaflet.pdf](https://www.jftc.go.jp/file/toriteki_leaflet.pdf)

▼▼公取委 取適法ガイドブック▼▼

<https://www.jftc.go.jp/file/toriteki002.pdf>

▼▼中小受託取引適正化法（取適法）関係▼▼

[https://www.jftc.go.jp/partnership\\_package/toritekihou.html](https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html)